

## 第2回土岐市老人保健施設やすらぎのあり方検討委員会 議事概要

1. 日 時：令和5年3月6日（月）13時30分～14時40分
2. 場 所：土岐市役所 大会議室2A
3. 出席委員：別添委員名簿のとおり
4. 議事等内容 委員長あいさつの後、議事進行

### (1) 委員からのご意見について

別添資料①、②をもとに事務局より、第1回委員会の議事概要及び委員から提出された意見票による意見を報告し、内容の確認を行った。

### (2) 介護老人保健施設の需要及び「老健やすらぎ」を取り巻く環境等について

別添資料③、④をもとに事務局より、全国的な介護老人保健施設の利用者数の推移や経営状況について説明した。その上で土岐市立総合病院の併設施設として設置した「老健やすらぎ」の介護報酬上の区分及び平均入所日数などの利用状況、聞き取り調査結果及び提供する3つの介護サービスにおける土岐市被保険者の利用実績結果を報告した。また、病院と離れて単独で設置する場合に必要な改修工事について説明し、その後、委員による意見交換を行った。

主な意見・質問は、次のとおり。

- 介護老人保健施設の需要として、土岐・多治見・瑞浪の3市の利用者数の増加は考えにくく、継続維持は難しいと考える。
- 老健やすらぎは、病院併設施設の中間施設（自宅と病院との橋渡し施設）としての役割を果たしながら、在宅復帰率やベッド回転率などの項目から区分される機能のうちで、加算型としての機能を維持しているが、職員を増員しなければ機能維持は難しいと考える。
- 介護人材の確保も、利用者の確保も難しいため、近隣市も含めた広域的な視点で介護サービスの需要供給バランスを考えていくべきである。
- 現状で老健やすらぎが提供している介護サービスは、供給する事業所が不足している状況ではなく、無くなると直ちに困ってしまう状況ではない。
- 老健やすらぎの利用料を安くすることは法律上むずかしいこと、他の民間事業所の利用料と比べると安価に設定されていることはわかった。
- 近隣市も含め、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの広域化を進めていく転換期である。
- 2018年の介護保険法の改正により、介護老人保健施設の対象者の定義が明確化され、在宅復帰・在宅支援施設としての役割に特化した方針が打ち出されたが、明確化したことにより利用者の数が伸び悩み、経営を圧迫していると分析する。
- 施設入所を希望する方に対して、特別養護老人ホームのように終身利用を前提とした施設は提案がしやすいが、老健施設のように在宅復帰を前提とし、3ヶ月後には次の手立てを用意する必要がある施設は提案しにくい。利用者数の低迷は仕方ないところもあるのではないかと。
- 病院併設施設の老健やすらぎは、単独での黒字化は難しく、改修工事や毎年の赤字補填を考えても単独での経営維持は難しいと察する。
- 病院に併設しているという点が老健やすらぎの特徴であった。老健単独となると、改修工事や毎年の赤字補填が必要となり、経営維持は難しいのではないかと。

### まとめ

第1回あり方検討委員会での質問に対する回答を踏まえ、第2回あり方検討委員会では病院併設施設としての老健やすらぎの特徴を中心に説明を行った。

第3回あり方検討委員会では、委員からの意見を集約していく予定。